

令和 8 年 3 月

お客さま各位

新潟県信用組合

通帳・証書への法人代表者名等の表示終了のお知らせ

新潟県信用組合（理事長：赤川 新一）はこれまで、通帳・証書への法人の役職名・代表者名を表示しておりましたが、**令和 8 年 4 月 1 日（水）**より、代表者変更等のお手続きにかかるお客さまのご負担軽減のため、通帳・証書への役職名・代表者名の表示を終了させていただきます。

今後も、お客さまの利便性の一層の向上に向けたサービスの提供に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

旧	新
【法人の場合】 (株) ○○○○工業 代表取締役 □□ □□	→ (株) ○○○○工業
【法人格のない団体等の場合】 ○○○○マンション管理組合 代表 □□ □□	→ ○○○○マンション管理組合

ご注意いただきたい点

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降、通帳・証書への代表者名等の表示はされませんが、**代表者等が変更となった場合は、従来どおり当組合窓口にて変更手続きが必要となります。**
- (2) 「払戻請求書」、「口座振替依頼書」の書類のお名前欄には、**従来どおり「役職名」、「代表者名」をご記入ください。**
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日以降、繰越した通帳・証書、再発行した通帳・証書には役職名・代表者名は表示されません。

以上

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

